

法の不知はこれを許さず

馬奈木 昭雄

この言葉はローマ法以来の古い法格言です。罪を犯しておいて、「私は法律を知りませんでした」という言いわけは許されない（認められない）という意味です。「法の不知は害する。事実の不知は害さず」という言い方もあります。「法の不知は害する」と「事実の不知は害さず」とはどちらがうのでしょうか。

今ニュースで話題の安倍総理以下大臣が、国の補助金を給付されている企業から政治献金を受取った事例で考えてみます。安倍総理以下大臣たちの言い分、「もちろん補助金を支給されている企業から政治献金を受取ってはいけないという法律があることは知っている（すなわち法の不知ではない。法の不知なら許されない）しかし献金を受けた企業が補助金の給付を受けている企業だ」という事実は知らなかった。だから違法ではない（事実の不知は害さず。すなわち許される）。

このローマ法以来の伝統的法格言によれば、いかにももっともない言いわけであるように思えます。しかし、これこそ「キベン」、世に言う三百代言的いいのがれにすぎません。何故法の不知が許されないのか。法を知らないといういいわけを許せばどんなことをしても許されることになるという処罰の効果から説明する考え方など説明はいろいろありますが、少なくとも現時点においては次のように考えられと思います（一応近代市民法の基本原則と言っておきます）。すなわち「誰が考えても悪いこと、してはいけないことだとわかるのに、それを悪いこと、いけないこととは思わずしてしまうこと、そのこと自体が非難されるべきであり、だから法を知らないということ自体が許されないことになる。」ということだと思っています。だから故意犯（あえて悪いことを実行する）だけではなく、過失犯（うっかりした法への不注意な態度自体が許されない）も処罰されることになるのです。

もちろん「過失犯」（事実の不知）を処罰するためには、過失自体を処罰するという法律の規定が必要とされています。今日の政治献金は、法律上、補助金を支給されている企業であることを知らなかった場合は処罰されないことになっている、といういいわけを堂々としています。しかし、企業から政治献金を受けた場合、その企業に「何か助成金を受取っていませんか」と質問することがそんなに大変なことでしょうか。少なくとも、法をきちんと守ろうと心がけている人なら、総理大臣や各大臣は当然そうであるべき立場です。何しろ道徳を子供に教えることに熱心な人ですから。

うっかり不注意で法を犯して、国民の税金を自分の政治資金として受取ってはいけないので、充分注意し、企業に確認しよう、と思ふべき立場の人です。

もちろん、当然のこととして、相手の企業は、この献金が違法行為であることを周知の上で行っているのですから、違法行為を平気で行う、悪質な企業から献金を受取っていることなのです。

法律解釈の問題ではなく、普通の人よりも偉いと思っている政治家であれば、(まして人に道徳を強制的に押しつけ学ばせようとする人であれば)、自らの法に対する怠惰な態度を恥入り、ただちに辞職すべきだと思います。こんな総理大臣や文部大臣が国民に押しつける「道徳教育」に寒気すらおぼえる思いです。